

第 152 回雇用保険部会

各代表委員からいただいた御意見

【労働者代表ご意見】

<雇用保険財政について>

- まずは、2021 年度の雇用調整助成金などの財源が枯渇することのないよう、一般財源からのさらなる繰り入れについて、政府内で早期に調整いただくことを改めて要望する。
- また、新たな雇用危機に今後見舞われた際にも機動的な雇用対策を講じられるよう、国庫負担率を本則の 25%に戻すことは当然として、一般会計からの繰り入れによって失業等給付に係る積立金を一定以上の水準に保つべきである。

<措置内容について>

- 9 月の措置については了承したいが、未だコロナ禍の収束が見通せない状況であるため、10 月以降も当面は現行の措置を維持し、さらなる引き下げは見合わせるべきである。

【使用者代表ご意見】

- 数次にわたる緊急事態宣言の発出・延長や各地へのまん延防止等重点措置により、宿泊業や飲食業を中心に大変厳しい業況の企業が多くなっている。また、先が見通せない経済情勢が続いており、こうした業種の企業が以前の業況水準に回復するには、相当の期間が必要である。
こうした中、休業支援金の対象となる休業の期限及び地域特例の期限を、7 月末から 9 月末まで延長すること自体に、異論はない。
- しかし、コロナ禍は長期化し、社会全般に甚大な影響を及ぼしており、財源である雇用保険二事業会計の枯渇化は必至な状況である。今般の省令改正により、結果として 2021 年度の半分は特例を措置することになり、現在のペースで雇用調整助成金や休業支援金の支出が続くと、半年で今年度までに確保された予算は使い切ることとなる。こうした状況で、収入確保策を抜きにして特例の延長のみ議論することは、本来、妥当ではない。

○したがって、早急に財源確保の具体策を検討すべきであり、コロナ禍は国家の非常事態であるため、一連の措置の財源は本来の失業予防の枠を超えて、感染症拡大防止策となっているのであるから、事業主のみが負担している雇用保険二事業ではなく一般会計による国費で負担することとし、雇用保険二事業会計を含めた雇用保険財政の安定化を確保すべきである。また、雇用保険料率全般について、弾力条項以外の要因で将来にわたり引上がることがないように、強く要望する。